

D 3 - 6

5 年 保 存 ( 常 ) (平成32年12月31日まで)
----------------------------------

F N . D 3 - 1 - 2

鹿 交 規 第 2 1 8 号

平 成 2 7 年 8 月 2 1 日

各 部 長  
各 参 事 官 殿  
各 所 属 長

本 部 長

担当	企画許可係	Tel	
----	-------	-----	--

「中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律」及び「中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」の施行並びに「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」の一部変更に伴う交通警察の対応について（通達）

中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第30号。以下「改正法」という。）は、平成26年4月25日に、中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成26年政令第241号。以下「改正令」という。）は、平成26年7月2日に公布され、平成26年7月3日に施行された。

また、今般の改正に伴い、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）についても、その一部が変更された（平成26年7月25日閣議決定）。

改正法、改正令及び基本方針の変更の内容のうち、交通警察に関わる部分及びそれに伴う交通警察の対応は下記のとおりであるので、その対応に誤りのないようにされたい。

なお、本通達において、「法」とは、改正法による改正後の中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）を、「政令」とは、改正令による改正後の中心市街地の活性化に関する法律施行令（平成10年政令第263号）をいうものとする。

この通達は、平成27年9月1日から施行する。

記

1 交通警察の対応する内容

(1) 道路の占用の特例

(2) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）の特例

2 道路の占用の特例（法第9条、第41条、政令第5条及び第11条関係）

(1) 改正の内容

ア 法の改正内容（法第9条及び第41条関係）

改正に伴う道路占用許可の取扱いについては、別添「中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う道路占用許可の取扱いについて」に

に基づき、「中心市街地活性化法に基づく道路占用の許可基準の特例の運用について」(別紙1)及び「占有特例を適用する際の占有許可基準等について」(別紙2)によることとされている。

(7) 基本計画への記載事項の追加(法第9条関係)

市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域内の中心市街地について、中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を作成するに当たり、道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項第1号又は第4号から第7号までに掲げる施設、工作物又は物件(以下「施設等」という。)のうち、中心市街地の活性化に寄与し、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するものとして政令で定めるものの設置(道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって、当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。)であって、同項又は同条第3項の道路の占用の許可(以下「道路占有許可」という。)に係るものに関する事項を定めることができることとされた。

また、市町村は、基本計画に上記の事項を定めようとするときは、当該事項について、あらかじめ、道路管理者及び都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に協議し、同意を得なければならないこととされた。

(4) 道路の占有の特例の創設(法第9条及び第41条関係)

内閣総理大臣の認定を受けた基本計画(以下「認定基本計画」という。)において定められた中心市街地の区域内の道路の道路管理者は、道路法第33条第1項の規定にかかわらず、認定基本計画の計画期間内に限り、施設等のための道路の占有で次に掲げる要件のいずれにも該当するものについて、道路占有許可を与えることができることとされた(無余地性の基準の適用の除外)。

- a 道路管理者が施設等の種類ごとに指定した道路の区域(以下「特例道路占有区域」という。)内に設けられる施設等(当該指定に係る種類のものに限る。)のためのものであること。
- b 道路法第33条第1項の政令で定める基準に適合するものであること。
- c その他安全かつ円滑な交通を確保するために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。

また、道路管理者は、特例道路占有区域の指定、その変更及び解除をしようとするときは、あらかじめ、市町村の意見を聴くとともに、当該特例道路占有区域を管轄する警察署長に協議しなければならないこととされた。

イ 政令の改正内容(政令第5条及び第11条関係)

ア(7)の政令で定める施設等として、

- (ア) 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
- (イ) 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
- (ウ) 道路法施行令(昭和27年政令第479号)第11条の9第1項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

が定められた。

また、ア(イ) cの基準として、イ(ア)については、

a 自転車道、自転車歩行者道又は歩道上に設ける場合においては、道路の構造からみて道路の構造又は交通に著しい支障のない場合を除き、当該施設等を設けたときに自転車又は歩行者が通行することができる部分の一方の側の幅員が、国道にあっては道路構造令（昭和45年政令第320号）第10条第3項本文、第10条の2第2項又は第11条第3項に規定する幅員、都道府県道又は市町村道にあってはこれらの規定に規定する幅員を参酌して道路法第30条第3項の条例で定める幅員であること。

b 広告塔又は看板の表示部分を車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項8号に規定する車両をいう。）の運転者から見えにくくするための措置が講ぜられていること。

が定められた。

#### ウ 基本方針の変更内容

基本方針の第8章2(6)③において、道路の占用の許可基準の特例措置の留意点として、道路占用許可の権限は、道路法上、道路管理者に与えられており、また、道路の占用の際に併せて必要となる道路の使用の許可（以下「道路使用許可」という。）の権限は、道路交通法上、警察署長に与えられていることに鑑み、道路占用許可に係る事項を定める際には、道路管理者及び公安委員会の同意を得なければならない旨が明記された。

#### (2) 対応方針

これまで、警察においては、地域活性化等を目的とするイベント等について、その社会的な意義も踏まえ、事前相談に応じるほか、必要な助言を行うなど、円滑な道路使用許可手続を行っているところであるが、今般の法改正により、新たに規定された公安委員会又は警察署長への協議等についても以下の手順に留意し、協議を受けた場合等には、引き続き迅速かつ適切に対応されたい。

ア 市町村が基本計画へ道路占用許可の特例に関する記載を行う際の公安委員会への協議（法第9条関係）

市町村から、基本計画に施設等の道路占用許可の特例に関する記載を行う際の協議を受けた場合には、当該施設等の設置が交通の安全と円滑に及ぼす影響等を勘案し、交通管理者として必要な意見を申し入れた上、交通の安全と円滑に支障がないと判断した場合に同意をすること。

イ 道路管理者が特例道路占用区域を指定する際の警察署長への協議等（法第41条関係）

道路管理者から、特例道路占用区域を指定する際の協議を受けた場合には、当該区域内における交通流等の交通実態を勘案し、当該区域内における施設等の設置が交通の安全と円滑に及ぼす影響等について検討した上、必要な意見を申し入れること。

また、「中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う道路占用許可の取扱いについて」（平成26年7月3日付け国道利第10号）（別添）

により、道路管理者は、特例道路占用区域を指定した場合には、速やかに特例道路占用区域に係る占用主体の選定のための委員会（以下「選定委員会」という。）を設置することとされており、選定委員会は道路管理者、公安委員会等で構成されることとされているところである。選定委員会においては、提案募集要領の案の検討及び提案募集に対する応募についての審議を行うこととされており、占用主体の選定等の段階において交通に及ぼす影響等を審議し得ることは、交通管理上有益であると考えられるほか、当該占用主体の道路占用が道路交通法第77条第1項に規定された道路使用許可の適用を受けるものである場合には、道路使用許可の申請前に応募についての審議に参加することは道路使用許可手続の効率化にも資するものであるから、選定委員会において積極的に対応すること。

ウ 道路使用許可の適用を受けるものであるときの警察署長への協議（道路法第32条第5項）

道路管理者が特例道路占用区域において道路の占用の特例を適用して道路占用許可を与える場合であっても、当該道路占用許可に係る占用が道路使用許可を規定した道路交通法第77条第1項の規定の適用を受けるものである場合には、従来どおり道路法第32条第5項に規定された当該地域を管轄する警察署長への協議は行われるものであることから、これまでと同様に適切に対応すること。

なお、改正法の施行に伴い、今後、広告塔、食事施設、購買施設、自転車駐車器具で自転車を貸与する事業者の用に供するもの等に係る道路占用許可について、一定要件の下、無余地性の基準の適用が除外されることとされているが、それらの設置場所、構造等については「占用特例を適用する際の占用許可基準等について」（別添の別紙2）によることとされているので、この内容を十分把握した上で道路管理者との協議を行うこと。

3 大規模小売店舗立地法の特例（法第7条、第15条、第50条及び第58条関係）

(1) 改正の内容

ア 法の改正内容（法第7条、第15条、第50条及び第58条関係）

(ア) 特定民間中心市街地経済活力向上事業の創設（法第7条、第15条及び第50条関係）

法第7条第13項に定められた事業（以下「特定民間中心市街地経済活力向上事業」という。）を実施しようとする者（以下「特定民間中心市街地経済活力向上事業者」という。）は、単独で又は共同して、法第15条に規定されている中心市街地活性化協議会における協議を経て、特定民間中心市街地経済活力向上事業に関する計画（以下「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」という。）を作成し、市町村を經由して経済産業大臣の認定を申請することができることとされた。

また、特定民間中心市街地経済活力向上事業者が、今般の法改正により新たに規定された大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）の特例（法第58条第1項。後述（イ）参照。）の適用を受けようとする場合においては、特定民間中心市街地経済活力向上事業計画にその旨及び当該特例の適用を受けて

設置しようとする大規模小売店舗の所在地その他経済産業省令で定める事項を記載しなければならないこととされた。

さらに、経済産業大臣は、特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に、大規模小売店舗立地法の特例に係る事項が記載されている場合において、認定をしようとするときは、あらかじめ、当該事項に係る大規模小売店舗の所在地の属する都道府県の知事に協議し、その同意を得た上で認定することとされた。

(イ) 大規模小売店舗立地法の特例の創設（法第58条関係）

経済産業大臣の認定を受けた特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に記載された法第50条第3項第4号の事項に係る大規模小売店舗（以下「認定特例大規模小売店舗」という。）については、大規模小売店舗立地法第5条、第6条第1項から第4項まで、第7条から第10条まで、第11条第3項、第14条及び附則第5条の規定は、適用しないこととされた。

また、認定特例大規模小売店舗を設置する者（以下「設置者」という。）は、その認定特例大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持についての適正な配慮をして当該認定特例大規模小売店舗を維持し、及び運営するよう努めなければならないこととされた。

イ 基本方針の変更内容

基本方針の第7章2(5)③において、認定特例大規模小売店舗を設置する際の留意点として、大規模小売店舗の立地により新たな渋滞の発生が予測される場合等には、関係する地方公共団体、道路管理者及び公安委員会において都市計画の見直しや付加車線の設置、信号機の設置、信号現示の調整等が必要となる場合もあるので、設置者は、あらかじめ十分な調査・予測を行うよう努めるとともに、道路管理者、公安委員会等の関係機関との間で関連する法令に係る所要の調整を行うことがあり得ることに留意しなければならない旨が明記された。

(2) 対応方針

これまで、大規模小売店舗立地法に基づき大規模小売店舗を設置する者には、同法第10条により、周辺地域の生活環境の保持に係る配慮義務が課され、具体的に配慮すべき事項については、同法第4条に基づき定められた、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年2月1日経済産業省告示第16号。以下「指針」という。）に規定されている。指針においては、大規模小売店舗における駐車場や駐輪場、荷さばき施設等に係る事項が定められるとともに、道路管理者、公安委員会等の関係機関との間で関連する法令に係る所要の調整を行うことがあり得ることに留意する旨の規定が設けられているため、従前から、都道府県警察においては、交通の安全と円滑を確保する観点から、先行交通対策を実施しているところである。

この点、今般の法改正により、大規模小売店舗立地法の特例が創設されたことから、中心市街地に集客力の高い大規模小売店舗が設置されることにより、大量の交通需要が発生し、交通流に甚大な影響を及ぼすことが懸念されるところである。

そのため、特例措置を活用して、中心市街地に大規模小売店舗を設置する場合であっても、交通の安全と円滑を図る観点から、法第58条第2項において、設置者には、周辺地域の生活環境の保持について配慮する努力義務が課されることとなった。また、経済産業省と警察庁との協議により、具体的には指針に掲げられた事項について引き続き配慮すべきことを確認するとともに、基本方針の一部変更に当たり、設置者は、道路管理者、公安委員会等の関係機関との間で関連する法令に係る所要の調整を行うことがあり得ることに留意する旨明記しているところである。

以上の点を踏まえ、認定特例大規模小売店舗が設置される場合においても、これまでのとおり、交通の安全と円滑を確保する観点から、当該店舗が交通に与える影響を勘案し、適切に先行交通対策を実施されたい。

別添

国 道 利 第 1 0 号  
平成 26 年 7 月 3 日

各地方整備局道路部長  
北海道開発局建設部長  
沖縄総合事務局開発建設部長  
独立行政法人  
日本高速道路保有・債務返済機構総務部長

} あて

国土交通省  
道路局路政課長

中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う  
道路占用許可の取扱いについて

中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 30 号。以下「改正法」という。）が平成 26 年 4 月 25 日に公布され、また、中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成 26 年政令第 241 号。以下「整備政令」という。）が平成 26 年 7 月 2 日に公布され、道路関係規定については平成 26 年 7 月 3 日から施行されることとなった。

改正法による改正後の中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号。以下「中心市街地活性化法」という。）においては、中心市街地の活性化に寄与し、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するものとして政令で定めるもの（道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって、当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。）の占用の許可に当たっては、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 33 条第 1 項に規定する無余地性の基準の適用を除外することができることとする許可基準の特例が創設された。

このうち、中心市街地活性化法第 41 条等に規定する道路の占用の許可基準の特例（以下「占用特例」という。）の運用については別紙 1 「中心市街地活性化法に基づく道路占用の許可基準の特例の運用について」のとおりとし、整備政令による改正後の中心市街地の活性化に関する法律施行令（平成 10 年政令第 263 号。以下「中活法施行令」という。）第 5 条に列挙された工作物、物件又は施設（以下「中心市街地工作物等」という。）ごとの占用特例を活用する場合の占用許可基準等は別紙 2 「占用特例を適用する場合の占用許可基準等について」のとおりとする。

中心市街地活性化法に係る占用の許可に当たっては、別紙1及び別紙2の事項に十分留意し、その運用に遺憾のないようにされたい。また、占用特例にあつては、中心市街地工作物等が占用されることにより生ずる中心市街地の活性化に資する効果及び道路通行者又は利用者の利便の増進に資する効果並びに占用主体の行う道路交通環境の維持向上を図るための措置を併せて考えると、中心市街地工作物等が道路区域に設置させることが望ましいといえる場合があるから、厳格な手続きを定めた上で無余地性の基準を除外したものである。このため、占用特例の対象とならない場合の占用については、無余地性の基準、道路構造又は道路交通への支障等を十分に検討し、従前のとおり適切に対応されたい。

なお、本通達の内容については、警察庁交通局交通規制課と調整済みであることを申し添える。

本取扱いの実施状況を把握するため、中心市街地活性化法第9条第8項に基づく基本計画の記載に係る同意をした場合には、当分の間、本省道路局路政課へ報告願いたい。



## 中心市街地活性化法に基づく道路占用の許可基準の特例の運用について

### 1 概要

占用特例の運用手続の概要は、次のとおりである。

- (1) 基本計画の記載に係る同意（中心市街地活性化法第9条第4項及び第8項）

市町村は、中心市街地の活性化に寄与し、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するものを占用許可を得て道路区域内に設置することについて基本計画に記載することができることとされている。（中心市街地活性化法第9条第4項）

市町村が当該記載をしようとするときは、あらかじめ占用許可権限を有する道路管理者及び都道府県交安委員会の同意を得なければならないこととされている。（中心市街地活性化法第9条第8項）

- (2) 特例道路占用区域の指定（中心市街地活性化法第41条第1項から第3項）

市町村が策定した道路占用に係る記載を含む基本計画の認定を受けた場合、道路管理者は当該基本計画に記載された施設等の種類ごとに特例道路占用区域を指定することとなる。特例道路占用区域の指定に際し、道路管理者は、あらかじめ、市町村の意見を聴くとともに、指定しようとする区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。また、道路管理者は、特例道路占用区域を指定するときは、その旨並びに指定の区域及び施設等の種類を公示しなければならない。

- (3) 選定委員会の設置及び提案募集要領の策定

特例道路占用区域を指定した場合、道路管理者は、原則として特例道路占用区域に係る占用主体の選定のための委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、特例道路占用区域に設ける施設等に係る提案の募集要項の策定を行うものとする。

- (4) 提案の募集及び選定委員会による選定

上記(3)により提案募集を行うこととした場合、道路管理者は提案募集要領を踏まえて募集を行い、選定委員会において占用主体となるべき者の選定を受けるものとする。

- (5) 道路占用許可手続（道路法第32条）

選定委員会による選定を経た場合、道路管理者は当該選定結果を踏まえて占用許可を行うものとする。

(6) 占用の終了及び現状回復（道路法第 40 条）

占用の期間が満了した場合又は道路の占有を廃止した場合においては、占有主体は道路を現状に回復しなければならない。

**2 基本計画の記載に係る同意（中心市街地活性化法第 9 条第 4 項及び第 8 項）**

市町村から占有特例に係る記載の同意を求められた場合には、特例道路占有区域を指定して無余地性の基準を除外して占有許可を行うことを見据え、道路の構造や交通の状況、将来の道路計画との整合等、道路占有許可を行い得るか否かを考慮して同意の判断をすること。

また、道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置方策が物件ごとに記載され、当該措置が道路交通環境の維持及び向上に十分なものであることを確認すること。

同意を行うに際しては、市町村との間で次の点について確認しておくこと。

- (1) 占有特例を適用して許可した占有に関し、基本計画の記載、変更等に起因した紛争が生じた場合には当該計画を策定した市町村が主体的に対応すること。
- (2) 道路法第 72 条第 3 項に基づき、監督処分に伴う損失補償を求められる場合があること。

**3 特例道路占有区域の指定（中心市街地活性化法第 41 条第 1 項から第 3 項）**

(1) 特例道路占有区域の検討

占有特例を適用しようとする物件を道路区域に設置する際の許可基準に適合する区域とすること。

(2) 市町村からの意見聴取

市町村からの意見聴取は、道路管理者が指定しようとする区域が基本計画の趣旨に適合したものであるかどうかについて意見を聴くものであり、最終的には道路管理者が責任をもって決定すること。

(3) 警察署長への協議

道路区域内に物件を置く場合には、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 77 条第 1 項に規定する道路使用の許可を道路占有許可とは別に受けなければならないことを踏まえ、具体的な区域の指定に当たっては、当該区域を管轄する警察署長と十分な協議を行うこと。

(4) 特例道路占有区域を指定する際の指定区域及び施設等の種類の公示

道路管理者は、特例道路占有区域を指定するときは、①中心市街地活性化法第 41 条第 1 項第 1 号に規定する道路の区域を指定する旨、②特例道路占有区域（図面）、③当該特例道路占有区域に設けることのできる中心市街地工作物等の種類について事務所への備付けに加え、ホー

ホームページへの掲載その他の方法により公示すること。

#### 4 選定委員会の設置及び提案募集要領の策定

特例道路占用区域を指定した場合には、速やかに道路管理者、関係地方自治体、都道府県公安委員会、学識経験者等で構成する委員会を設置し、提案募集要領（占用主体の選定基準及び基本計画の変更又は廃止若しくは占用許可の期間が満了した場合における占用許可の取扱いの方針を含む。）の案の検討を求め、検討結果を踏まえて道路管理者が提案募集要領を策定すること。基本計画を策定する際に設置される中心市街地活性化協議会等の既存組織を活用することは差し支えないが、構成員に配慮すること。

なお、地方公共団体からのヒアリング等の結果、特例道路占用区域への占用希望者が一者しか想定されない場合又は特例道路占用区域で特定の者が占有を行うことについて十分な理由がある場合には、選定委員会の設置、提案募集要領の策定及び次の記5の手続を省略しても差し支えない。

#### 5 提案の募集及び選定委員会による審議

提案募集の実施に当たっては、事務所への備付け、ホームページへの掲載その他の方法により周知を行うこと。

提案募集に対して応募があった場合には、次に掲げる事項に該当する提案を除外した上で選定委員会に審議を求めること。

- (1) 明らかに募集要領の各条件に当てはまらないもの
- (2) 道路占用の許可基準に反するもの、道路の構造、交通に著しく支障を与えるおそれがあるものなど、道路占用の許可を行うことができないと判断されるもの
- (3) 道路管理者が提案主体に確認を行った結果、実現意思又は実現可能性に欠けると判断されるもの

#### 6 道路占用許可手続(道路法第32条及び中心市街地活性化法第41条第5項)

選定委員会の審議の結果を踏まえ、占有許可手続を行うこと。申請者から占有許可申請書を受けるときには、必ず、申請書に中心市街地活性化法第9条第4項の措置を記載した書面を求め、記載されている措置内容が提案募集時に提出された措置内容に準じた内容であることを確認することとし、当該確認ができない場合には、許可を行わないこと。

なお、占有許可と併せて、必要に応じ、道路使用許可の権限を持つ警察署長の許可を得なければ道路区域内に物件を置くことができないことを踏まえ、道路法第32条第5項の規定に基づき、警察署長に対し協議を行うこと。

また、道路占用の許可を行う場合には、一般的な許可条件に加え、次の点を十分考慮し条件を付すること。

- (1) 占有主体より申請時に添付された中心市街地活性化法第9条第4項の措置の履行を担保すること。
- (2) 占有許可の更新回数に限定を課すなどの措置により、道路区域への物件の設置が既得権益化しないよう担保すること。
- (3) 基本計画の変更又は廃止若しくは、占有許可の期間が満了した場合における占有許可の取扱いを明確にすること。

#### **7 道路占用の終了及び現状回復（道路法第40条）**

占有の期間が満了した場合又は道路の占有が廃止された場合であって、引き続き占有特例を用いた物件の設置を認める場合には、改めて記4から6の手続を行うこと。この場合において、それまでの占有主体とは異なる者が占有することとなった場合、従来の占有主体に対し現状回復方法や物件の引き継ぎ等必要な指示を行うこと。

## 占用特例を適用する際の占用許可基準等について

### 第一 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの

#### 1 方針

広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの（以下、「景観形成広告塔等」という。）を占用特例の対象とすることとしたのは、景観形成広告塔等が道路区域内に設置されることで道路通行者又は利用者の利便の増進に資する場合があります、かつ、中心市街地への来訪者等の増加による経済活力の向上を図る観点からも設置の要望が強いためである。

このため、景観形成広告塔等は次のいずれにも該当するものであることとし、これらに該当する場合にあっては、「指定区間内の一般国道における路上広告物等の占用許可基準について」（昭和 44 年 8 月 20 日付け建設省政発第 52 号）別紙「指定区間内の一般国道における路上広告物等の占用許可基準」第 4 (2) 及び(3)イ（高架構造（横断歩道橋を含む。）に限る）、第 5、第 6 (2) 後段及び(3)（反射材料式に係る部分を除く。）、第 7 (3) 及び(4)の規定については適用しない。

- (1) 中心市街地活性化法第 41 条第 2 項に規定する特例道路占用区域内に設けられるものであること。
- (2) 景観形成広告塔等の設置及び占用許可申請書に記載された占用主体による中心市街地活性化法第 9 条第 4 項の措置があいまって、道路交通環境が相当程度向上することが想定されること。

#### 2 占用の場所

景観形成広告塔等の占用の場所については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 歩行者等が通行することができる歩道等の幅員を確保すること。（中活法施行令第 11 条第 1 号）

景観形成広告塔等は、植樹帯、地下歩道の壁面、上空通路の内壁等に設置されることを想定しているところであり、景観形成広告塔等の地面に接する部分は車道以外の道路の部分にあることとする。車道以外の部分であっても、交通の輻輳する場所、他の占用物件の多い場所等道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのある場所を避けるものとする。

また、道路が交通の用に供するものである以上、通行に必要なスペー

スを確保することが不可欠であるため、道路の通行部分たる歩道、自転車道又は自転車歩行者道に景観形成広告塔等を設ける場合には道路構造令に規定する幅員が確保されなければならないこととする。

なお、政令に規定する「道路の構造又は交通に著しい支障のない場合」とは、横断歩道橋の下の歩道上（交差点付近を除く。）や植樹帯の間等、当該箇所に設置したとしても事実上有効幅員を減ずることとならない場合を想定している。

- (2) 原則として交差点等の地上に設けないこと。（道路法施行令（昭和 17 年政令第 479 号）第 10 条第 1 号ハ）

道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分の地上に設けないこととする。

- (3) 道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離を確保すること。（道路法施行令第 10 条第 1 号ロ）

景観形成広告塔等を道路の上空に設ける場合には、路面からの適切な離隔距離を確保させることとする。

- (4) 道路の上空通路、地下通路等への設置においては、当該施設の設置目的を害さない場所で、かつ、当該施設の占有者が安全と認めた場所であること。

- (5) 近傍に視覚障害者誘導ブロックが設置されている場合には、当該ブロックとの間に十分な離隔を確保すること。

### 3 構造

景観形成広告塔等の構造については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 道路の交通に及ぼす支障をできる限り少なくするものであること。  
景観形成広告塔等の構造を工夫して道路の交通に及ぼす影響をできる限り少なくするため必要最小限度の規模とすること。

また、景観形成広告塔等の意匠、構造及び色彩は、信号機、道路標識等の効用を妨げ、又は車両の運転に危険若しくは妨害を生じさせないものであるとともに、音声を用いたものではないこと。

- (2) 車両の運転者の視野を妨げないものであること。

景観形成広告塔等の設置により新たに道路上に死角を生じさせるものではないこと。やむを得ず死角が生ずる場合には、死角から車道への飛び出し事故を防止するため必要と認められる安全策が講ぜられたものであること。

- (3) 広告塔又は看板の表示部分を車両の運転者から見えにくくするための措置が講ぜられたものであること。（中活法施行令第 11 条第 2 号）

景観形成広告塔等の表示部分は、車道から正対して正面の車道側及

び左側面以外とし、明らかに運転者に対して訴求し、その視線を誘導して脇見運転を惹起させるものではないこと。

- (4) 景観形成広告塔等を歩行者等が凝視することで著しく路上に滞留し、又は車両の運転者が注視することでその運転や速度に影響を及ぼすことにより、交通に支障を生じさせるおそれのないものであること。
- (5) 広告物の更新作業に際して、交通に支障を及ぼすおそれのないものであること。

#### 4 占用主体

景観形成広告塔等の占用は、道路の構造又は交通に支障を生ずることのないよう、占用物件の管理及び広告塔等の設置により道路管理者による日常的な道路の点検、清掃等が行いにくくなる場合には、占用区域内における点検、清掃等を的確に行うことができる者に限り認めるものとする。また、暴力団又はその構成員の統制下にある法人等及び暴力団員その他の反社会的勢力に属する者は占用主体となることができないものとする。

#### 5 占用の許可の条件

景観形成広告塔等の占用の許可を行うに当たっては、一般的な条件のほか、必要に応じて次に掲げる条件を付すこととする。

- (1) 景観形成広告塔等又は掲載された広告物の落下、剥離、老朽、汚損等がないように定期的に点検等を実施するとともに、落下等が生じた場合には速やかに改修等の措置を行うこと。特に強風時等においては、広告物の落下等による事故を防止するために広告物を一時的に撤去するなどの措置を講ずること。
- (2) 広告物の表示内容は、公序良俗に反するものではないこと。

### 第二 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

#### 1 方針

食事施設等（道路法施行令第7条第8号に規定する施設をいう。以下同じ。）を占用特例の対象とすることとしたのは、食事施設等が道路区域内に設置されることで道路通行者又は利用者の利便の増進に資する場合があり、かつ、商店街の来街者を増やし、商店街内での買い物を促進する観点からも設置の要望が強いためである。

このため、占用特例の対象となる食事施設等は次のいずれにも該当するものであることとし、これらに該当する場合にあっては、「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行等に伴う道路法施行令の改正について」（平成23年10月20日付け国道利第20号）別紙「食事施設等の占用許可基準等について」中2(1)、5及び7(3)の規定については適用しない。

- (1) 中心市街地活性化法第 41 条第 2 項に規定する特例道路占用区域内に設けられるものであること。
- (2) 食事施設等において提供されるサービスが基本計画に記載された方針に合致したものであること。
- (3) 食事施設等の設置及び占用許可申請書に記載された占用主体による中心市街地活性化法第 9 条第 4 項の措置があいまって、道路交通環境が相当程度向上することが想定されること。

## 2 占用の場所

占用許可を受けて設置される上空通路、地下通路等は、多数人の避難又は道路の交通の緩和等の相当の公共的利便に寄与するものであるが、これらの通路等に食事施設等を設置する旨の基本計画が策定されることもあり得るところである。この場合には、これらの通路等の設置目的を害さない箇所で、かつ、当該通路等の占用者が構造上安全と認めた箇所であれば、占用許可を行って差し支えない。ただし、建設基準法、消防法等の規制に抵触しないことを当該通路等の占用者に疎明させること。

なお、食事施設等を通路等の内部に占用させることを想定して通行の用に供するために必要な規模以上の通路等を占用することまで認めるものではない。

## 3 占用主体

食事施設等の占用は、道路の構造又は交通に支障を生ずることのないよう、占用物件の管理及び食事施設等の設置により道路管理者による日常的な道路の点検、清掃等が行いにくくなる場合には、占用区域内における点検、清掃等を的確に行うことができる者に限り認めるものとする。また、暴力団又はその構成員の統制下にある法人等及び暴力団員その他の反社会的勢力に属する者は占用主体となることができないものとする。

## 第三 道路法施行令第 11 条の 9 第 1 項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

### 1 方針

自転車駐車器具（道路法施行令第 11 条の 9 第 1 項で規定する自転車駐車器具をいう。以下同じ。）で自転車を賃貸する事業の用に供するものを占用特例の対象とすることとしたのは、自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するものが道路区域内に設置されることで道路通行者又は利用者の利便の増進に資する場合があり、かつ、商店街の来街者を増やし、商店街内での買い物の促進を図る観点からも設置の要望が強いためである。

このため、自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するものは



次のいずれにも該当するものであることとし、これらに該当する場合にあっては、「道路法施行令の一部改正について」（平成 18 年 11 月 15 日付け 国道利第 31 号国土交通省道路局長通知）別紙「自転車、原動機付自転車又は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具の占用許可基準」1 及び 2 の規定については適用しない。

- (1) 中心市街地活性化法第 41 条第 2 項に規定する特例道路占用区域内に設けられるものであること。
- (2) 自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するものの設置及び占用許可申請書に記載された占用主体による中心市街地活性化法第 9 条第 4 項の措置があいまって、道路交通環境が相当程度向上することが想定されること。
- (3) 自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するものにおいて提供されるサービスが広く一般の用に供するものであり、特定の者のみサービスを提供するものではないこと。

## 2 占用の場所、構造、占用許可の条件

自転車駐車器具の構造は、自転車駐車器具の設置により新たに道路上に死角を生じさせるものではないこと。やむを得ず死角が生ずる場合には、死角から車道への飛び出し事故を防止するため必要と認められる安全策が講ぜられたものであること。

## 3 占用主体

自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するものの占用は、道路の構造又は交通に支障を生ずることのないよう、占用物件の管理及び自転車駐車器具の設置により道路管理者による日常的な道路の点検、清掃等が行いにくくなる場合には、占用区域内における点検、清掃等を的確に行うことができる者に限り認めるものとする。また、暴力団又はその構成員の統制下にある法人等及び暴力団員その他の反社会的勢力に属する者は占用主体となることができないものとする。